<u> 平成 18年 6月 1</u>	日現在								整理番号	4 – 4
事 業 名	推武草地地高	雄武墓地地蔵小屋修復工事					ĺ		住民生活課	
	公正正いるまというとは	、年以秦·地区小学》(1915年) 						担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)		
(計画事業名)								场光闸工店	-	
(細事業名)								調書作成者職氏名	主事 澤田朋	朗
事業の位置づけ										
【第4期雄武町総合	計画】	登載事業	非登載事業			【総合計画以タ	ŀ <i>σ</i> ,	計画·指針等】		
	本目標の分類	自然と共生するか	央適環境のまち							
	の項目の分類	環境衛生対策の				【根拠法令等】	_			
	要施策の分類	墓地·墓園·斎場	の適正管理と周辺	型環境の整備		【事務種類】	目	治事務(その他・単	虫)	
事業の説明等										
事業の対象	(W h o)	雄武町							受益者負担	有(無)
事業の意図	(What)		と地蔵小屋の修		围辽	□環境·景観の	D糸	掛き図る		
事業の手段	(How)		戯小屋の修復工							
事業の結果	(Outcome)	墓地周辺環境	の復興が図られ	た						
事業の執行状況		事業量の推移に	ついて記入						備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入
【事業内	容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】		【H18予定】		【事業計画】	【計画期間】	【備考】
雄武墓地地蔵小屋	修復工事			雄武墓地地蔵					H17	2,467,500円
				小屋修復工事						(17年度実績)
										繰越明許費
					ᆜ					
【事業計画の達成状					(訪	祖)~事業執行	丁二	ヒからの課題・町民力	からの意見等	
	を定どおりに達成									
		戈していないが、今行	後、達成できる見込	込みである	i					
	試成できる見込∂	ナかない			<u> </u>					
【本年度の事業実施	Bスケジュール 】				[田]	「民への周知方	法	1		
					189	月/玄	2 17 ⊆	署との役割分担】		
					I I X	川ぶ(成(天)・(天) (示)	마같	「この反形力担」		
事業の立案形成	1									
于来V工术////////////////////////////////////	<u>!</u>									
【立案形成に至る	背景・ニーズ)									
	他自治体									
	の類似事業									
【立案形成過程に	代替案									
おける検討課題】	八日米									
	スクラップ(廃 止・縮小)事業									
	止·縮小)事業									
	町民等の									
	意見聴取									
【事業化の過程に おける検討課題】	関係部署 等との調整									
STY STATISTICES										
	国・道・関係団体 等との調整									
【立案形成後また 状況変化とその										
水流変化とての	刈心刀束									
事業の評価										
【雄武町が実施する	ことの妥当性】									
民間との役割分)担				(行	可と民間のい [®]	ずね	れが行うべきか)		
(1)行政としての行	殳割				(a)行政が行	う^	べきである		
ア公共的な	財・サービスの	提供			`	一部は民	間:	が行うべきである		
		ための財・サービス	スの提供		L	こ 民間が行	<u></u> رُ	ヾきである		
		サービスの提供		İ	(訪	知)				
		!が大きな財・サーレ			,	l/恭悍. 首+4-/	n:	運営は自治体の2	右車扱でもり	体记修维学
		す社会活動の規制						里宮は自治体のE :して、又、地蔵が		
		不利益を防ぐ規制				霊の見地から			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-10 D (1) TANTA
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務				L						

(民間補助事業の場合)	【民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	
	(民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当	
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
「東米のサロン東米のサイト」は佐然口やのまざのもよりか用は頂かていてかい	(÷¥ap)
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	■ ■ 墓地周辺の環境整備、特に、地蔵が祭られていることから宗教的慰霊
b 事業の効果がある程度現れている	の見地から修復を要した。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
【(a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	火葬場·墓地の運営は自治体の固有事務であり、施設修繕等は自治体
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	I 入្分別を記り屋台は日后体の国内事場であり、他故じ居守は日后体 Iの責務として、又、地蔵が祭られていることから宗教的慰霊の見地から修
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	復を要した。
事業の参考事項	<u>i</u>
【民間能力の活用】	I AV AD
民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可	(説明)
	ル芸根 草地の海岸は土町社の白沙東及しされてもは 佐知笠頂につ
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村であ
(4)//JM) ARKE HELE III / / COIC(る。
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・ 木 可)	
実施中 · 全部可 · 一部可 · 不 可	
[広域連携の活用]	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 火葬場・莫地の運営は市町村の白治事務とされており 施設管
[広域連携の活用]	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 · 不可	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあく
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあく
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・ その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあく
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用]	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
「広域連携の活用	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 (非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
「広域連携の活用」	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
「広域連携の活用	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める 火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() 「特定財源の変動」	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める火葬場・墓地の運営は市町村の自治事務とされており、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村である。 (説明)

事業の方向性	
【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	増を伴うもの) 減を伴うもの)
(B)終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃止	
ATI NA CONTRACTATI	mr = +1/1
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 B —— L L L L L L L L L L L L L L L L L	方向性
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
	(説明)
	(,
]

平成 18年 6月 1	<u>日現在</u>						整理番号	4 - 5
事 業 名	最終処分場浸出水処理施設保守点検委託					担当課・係名	住民生活課	
(計画事業名)						(上段:課名·下段:係名)	環境衛生係	
(細事業名)					調書作成者職氏名			
事業の位置づけ						#3E11 /2 E12/01		
【第4期雄武町総合	4	登載事業	非登載事業		【総合計画以外(の計画・指針等】		
	本目標の分類	自然と共生する情			I MODILI DI SOTI	201 JUL 31		
施策	の項目の分類	環境衛生対策の	充実		【根拠法令等】			
主	要施策の分類	ごみ収集・処理体	は制の充実		【事務種類】 自	目治事務(その他・単独)	虫)	
事業の説明等								
事業の対象	(Who)	雄武町					受益者負担	有(無)
事業の意図	(What)			処理施設の修繕	等箇所の早期	発見		
事業の手段	(How) 年6回の定期点検 (Outcome) 修繕箇所・部品取替要箇所の早期発見により適正な浸出水処理が図られる							
事業の結果	(Outcome)			半期発見により	園止な凌山小処	!理が凶られる	***	
事業の執行状況	<u> </u>	事業量の推移に		加加克姆	71140 マウ1	(声光+1 = 1		の事業費実績値を記入
【事業内 浸出水処理施設保		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】 浸出水処理施設	【H18予定】 浸出水処理施設	[事業計画]	【計画期間】 H17~H19	【備 考】 682,500円
泛山小处垤爬敌休	可思恢安配			保守点検委託	保守点検委託	は 浸出水処理施設 保守点検	пі/~піў	(17年度実績)
				W 1 W/V 2 III		IN 1 M1X		
【事業計画の達成状	状況 】			()	説明)~事業執行	上からの課題・町民だ	いらの意見等	
(a) 事業計画を予	定どおりに達成	艾している			施設稼動後17年	を経過しており、機器	の老朽化も含め	関係部品の製造
b 事業計画を予	を定どおりに達成	戈していないが、今 征	後、達成できる見し			双替部分の早期発見!	こより施設の維持	浄管理が可能とな
こ 事業計画を達	■成できる見込∂	りがない		IJ.	、適正な浸出水処	L理か可能となる。		
【本年度の事業実施	Bスケジュール 】			[]	町民への周知方法	去】		
温山が加またも	八の字切上!会	(年6回奇数月実	t ⁄⊏ \	7.5	明少妣明 月月少立	署との役割分担】		
皮山小处理他記	又の企制点快	(午0凹可数月夫	ne)	LI	美川が「残」、「美川が可り	者との反制力担け		
事業の立案形成								
【立案形成に至る	背景·ニーズ】							
	ı							
	他自治体 の類似事業							
	の規以争未							
【立案形成過程に おける検討課題】	代替案							
	スクラップ(廃							
	止・縮小)事業							
	町民等の							
	意見聴取							
【事業化の過程に	関係部署							
おける検討課題】	等との調整							
	国・道・関係団体 等との調整							
【立案形成後また】								
状況変化とその)对心力束】							
事業の評価								
【雄武町が実施する	ことの妥当性】							
民間との役割分	担			(1	行政と民間のいず	゚れが行うべきか)		
(1)行政としての行					(行政が行う			
	財・サービスの			(が行うべきである		
		ための財・サービス	の提供	<u> </u>	て 民間が行う	へきである		
		サービスの提供 Iがせきなけいサード	ブラの担/#	()	説明)			
		!が大きな財・サーヒ す社会活動の規制		ļ	一般廃棄物の処	処理は市町村の固	有事務であり、	施設管理等の
			_	剖	『分について委託	託処理の域を超え	ないものである。	。一部施設管
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務				■ <u>単</u>	皆に ノい (も委託	£としており、 上記エ	具日該当とした。	'

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	į
***************************************	(+ Y and)
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 非該当	
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
	(+¥ ap.)
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	↓ ■ 要修繕・取替箇所の早期発見により、部品等の手配がスムーズに行え、
事業の効果がある程度現れている	T 安修譜・取音画所の干期光光により、即由寺の子能がスムースに17人、 I施設の稼動休止等が防げる。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	10121712131171213117317317
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
(3) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	·····
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	要修繕・取替箇所の早期発見により、部品等の手配がスムーズに行え、
で 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	施設の稼動休止等が防げる。
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可	(説明)
	現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされてお
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PF! · リース · その他()	ばり、施設管理について市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあ はまで市町村である。
	1/8 CIDM143 CO 20
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
THE STATE OF THE SERVICE STATE	[[]]]]]]]]] [] [] [] [] [
実施中・全部可・一部可・不可	
	!
	i
	<u> </u>
[広域連携の活用]	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 · 不可	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
広域連携の導入の検討 可・「不可」	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独
広域連携の導入の検討 可 · 不可 (導入方式) 協議会 · 機関の共同設置 · 事務委託	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他())	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
広域連携の導入の検討 可 · 不可 (導入方式) 協議会 · 機関の共同設置 · 事務委託	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、
広域連携の導入の検討 可 · 不可 (導入方式) 協議会 · 機関の共同設置 · 事務委託 · 一部事務組合 · 広域連合 · その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 · (非該当	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他 () 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他 () [特定財源の変動]	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ (非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他()	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ (非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か)	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ (事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ (事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ (事該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を検討している	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 不可 (導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) 。	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 不可 (導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) 。	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象・手段に改善余地がある	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している その他(事業の対象や手段に改善余地がある 現在の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある は、 以は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である 現在の対象・手段に改善余地がある に 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある は 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() 「事業の対象・手段」 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している ここれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 「事業の休廃止の影響」(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である 現在の対象・手段に改善余地がある に 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある は 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、不可とする。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)

事業の方向性	
【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例)	
(A)維 続	
ア現状維持(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が	
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算	
丁 編 小 (事業内容、事業重に相当性度の変更があり、丁昇 工 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	
	H 9 8 800)
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 A ア	方向性
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	719E
(工記A~Dから選択記入) (工記)を工から選択記入)	<u> </u>
(説明)	(説明)

<u> </u>	口現任						整理留写	4 -	ь
事業名	生ごみ粉砕・分別施設建設事業					to V/tm バカ	住民生活課		
(計画事業名)	1-07/0F 77/06/06/05/77				担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)				
(21112)								÷0	
(細事業名)	1					調書作成者職氏名	土事 泽田朋	助	
事業の位置づけ	2								
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業		【総合計画以外	の計画・指針等】			
	本目標の分類								
	の項目の分類	環境衛生対策の			【根拠法令等】	- V W W			
	要施策の分類	ごみ収集・処理体	本制の充実		【事務種類】	自治事務(その他・単	独)		
事業の説明等									
事業の対象	(W h o)	雄武町					受益者負担	有·	無
事業の意図	(What)					€命化、浸出水のプ			
事業の手段	(How)					る機器整備・上屋罩	建設		
事業の結果	(Outcome)	最終処分場へ	の直接埋立量の)減少となってし	13				
事業の執行状況		事業量の推移に	ついて記入				備考欄は直近年度	の事業費実績	値を記入
【事業内	容]	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備	考】
生ごみ粉砕・分別が	起 設建設			機械設備			H 1 7	14,973,00)0円
(機械設備·上屋建	設)			上屋建設				(17年度	実績)
【事業計画の達成物	犬況】			į	(説明)~事業執行	上からの課題・町民	からの意見等		
(a) 事業計画を予	5定どおりに達成	成している		į		ついて、資源ごみの一			
b 事業計画を予	5定どおりに達成	成していないが、今	後、達成できる見込			Eと異物を混ぜないよ 後も水切りの徹底等			
こ 事業計画を通	を を は できる見込る	みがない			帯の稼動について		にプロで同知版	限りる。依	:17%。京又
【本年度の事業実施	「スケジュール】				【町民への周知方法				
				F	【関係機関·関係部	署との役割分担】			
事業の立案形成				<u></u>					
1.2/S - E = E2/S/12/-28	4	I							
【立案形成に至る	背景・ニーズ)					いること、浸出水のス	K質維持管理のた	きめ、生ご	みは埋
	- XI	立をしないことが多	妥当と判断し、堆肥	化に向けての検	討を行った。				
	他自治体								
	の類似事業	本町で導入した	幾械設備での処理	を羅臼町でも行:	っており、視察を行っ	った。			
【立案形成過程に									
おける検討課題】	代替案								
	スクラップ(廃								
	止・縮小)事業								
	町民等の	生ごみの分別	について 資源さ	ずみの一部有料	化と併せて住民	説明会を実施。水	切りの徹底と星	皇物を混け	げない
	意見聴取		既ね適正な排出が			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- FOR THE PROPERTY OF THE PROP	113 - 110 (
【事業化の過程に	関係部署								
おける検討課題】	10.07.00.00	 							
	国·道·関係団体	! ! !							
	等との調整] 							
【立案形成後また 状況変化とその									
1人が支化とての	从10万束1	i !							
事業の評価		•							
【雄武町が実施する	ことの妥当性!								
民間との役割分				i	(行政と民間のいす	*れが行うべきか)			
(1)行政としての	-			į	・ 行政が行う				
	対·サービスの	提供		į		が行うべきである			
		ための財・サービ	スの提供	İ	こ 民間が行う				
		サービスの提供	·	}	(説明)				
		ッ こへの近点 『が大きな財·サート	ビスの提供	ļ	(970-73)				
		す社会活動の規制		ļ		ま、一般廃棄物の処			
		ウ不利益を防ぐ規制 の不利益を防ぐ規制)部分について委託	毛処理の域を超	えないも	ので
		内部管理など円滑な		务	ある。				
				•					

1 (兄問活助事業の担合)	
(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当	
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
「車米の効果」(車米の熱ににより物等に始めませのための効果は取れているか)	i /±×п□ \
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	i ■ 本施設の整備により効率的に生ごみ処理が図られ、最終処分場への埋
b 事業の効果がある程度現れている	立量が減り延命化・浸出水水質維持に効果が出ている。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
(a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	本施設の整備により効率的に生ごみ処理が図られ、最終処分場への埋
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	立量が減り延命化・浸出水水質維持に効果が出ている。特に延命化につ
て 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	いては、新たな施設を整備するには莫大な経費がかかることについて町 民も理解しているものと思慮する。
事業の参考事項	一氏の生所のたいのものと心思する。
[民間能力の活用]	I (+¥eD)
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可	(説明)
	↓ ■ 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされてお
┃ (導入方式) 公設民営 ・指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	以17次(廃締法)工、
(470)20) AROUT THEFT III ON CORD	くまで市町村である。
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・(不 可)	
【広域連携の活用】	
広域連携の導入の検討 可・(不可)	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	I to the state of
12.10.200	╏ 広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	■ 広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、
	□ 広域処理となった場合においても、生ごみは各市町村での単独 ・処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 ・不可とする。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
(導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他 執行事業の広域連携の状況 該当・・ ま該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・ (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・ 該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・(該当・(談当・(談当・(談当・(談当・(談当・(談当・(談当・(談	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・(該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・ 該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・ 該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・ 該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・・主該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他(「特定財源の変動」	処理となることが予想され、独自に施設整備しているものであり、 不可とする。 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)

事業の方向性	
【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃」	増を伴うもの) 戚を伴うもの)
(B)終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 B ——	方向性
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
(説明)	(説明)

<u>平成 18年 6月 1</u>	<u>日現在</u>						整理番号	4 - 7	
事業名	西紋別地区	環境衛生施設運営	事業			担当課·係名	住民生活課		
(計画事業名)						(上段:課名·下段:係名)	環境衛生係		
(細事業名)						調書作成者職氏名			
事業の位置づけ						III I I I I I I I I I I I I I I I I I	工事 /丰田/3/30		
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業		【総合計画以外の	D. 社画、 七4年1			
		豆戦争果 共につくる参加と過			(総ロ計画以外)	711回,相到 会1			
		広域行政の推進			【根拠法令等】				
主	要施策の分類	多様な広域事業の	D推進			治事務(その他・単独	(虫)		
事業の説明等									
事業の対象	(Who)	雄武町					受益者負担	有 (無	
事業の意図	(What)	町内で発生する	し尿の適正処理	1					
事業の手段	(How)	組合運営に伴う	応分の負担						
事業の結果	(Outcome)	町内で発生する	し尿が適正に処	理される					
事業の執行状況		事業量の推移に	ついて記入				備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入	
【事業内	容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】	
組合運営負担金の	支出	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	組合運営負担金	H10~H19	27,727,000円	
		支出	支出	支出	支出	支出		(17年度実績)	
1=w+1	l NO.			<u> </u>	+× no	L to S of Amore			
事業計画の達成状		*! -!! >		(説明)~事業執行.	上からの課題・町民7	からの意見等		
\smile	5定どおりに達んないに達ん		後 達式できる日	ンコでキス					
	ァルこのリに達ん を成できる見込。	成していないが、今 a.がない	仮、连风 (さる兄)	込みである					
					TT	-1			
【本年度の事業実施	也スケンュール。			,	町民への周知方法	21			
				1	関係機関·関係部	署との役割分担			
				ľ	(15)が後男・ 対 おい省といけむリル・				
事業の立案形成									
【立案形成に至る	背景·ニーズ】	} !							
	ı								
	他自治体 の類似事業								
	の根以事未								
【立案形成過程に おける検討課題】	代 替 案								
517 5 17 H 3 IPIN 21	スクラップ(廃								
	止・縮小)事業								
	町民等の	<u> </u>							
	意見聴取	<u> </u> 							
【事業化の過程に	関係部署	<u></u>	-						
おける検討課題】	等との調整								
	国・道・関係団 体等との調整	i I							
	いさいの問題								
【立案形成後また	は事業化後の								
状況変化とその	対応方策】								
事業の評価	1	i							
【雄武町が実施する	ことの空出性し	1						1	
民間との役割分				11	行政と民間のいず	れが行うべきか)			
(1)行政としての	-			j \	a /行政が行う/				
	えい 財·サービスの	提供		İ		が行うべきである			
		nための財・サービ	スの提供	-	こ 民間が行う	べきである			
ウ 市場原理	が働かない財	サービスの提供		(説明)				
工 社会全体	への利益・効果	果が大きな財・サー	ビスの提供	İ					
		らす社会活動の規制		į					
		り不利益を防ぐ規制							
(+ 上記以外	・の政策立案、I	内部管理など円滑な	な行政に必要な事	務					

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	((((((((((((((((((((
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	「谷田」 サルナフ目へ 巨地峰は松水市もはか声は笠
今年度で10年目となる長期継続事業	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
	/
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野·地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可	(説明)
(導入方式) 公設民営・指定管理・ PFI・ リース・ その他()	
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 · 全部可 · 一部可 (不 可)	
【広域連携の活用】	
広域連携の導入の検討	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託	
- 部事務組含・ 広域連合・ その他()	
執行事業の広域連携の状況 該当・非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	
一部事務組合)・その他(
[特定財源の変動]	
	(説明)
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・(無	((記 PH)
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象	
・単純廃止対象 · その他()	
[事業の対象・手段]	/÷# nu \
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
a)十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	I 下水道の普及によりし尿搬入量は減少傾向にあるものの、頭
予定している	打ちの傾向である。組合運営費の50%は人件費の固定費であ 10、大幅な負担金減は見込めない。
c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	グ、八個な兵!三並/例は先匹のない。
検討している	(+¥8D)
その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
a 適切である	
b 現在の対象・手段に改善余地がある	
c 別の対象·手段を加える、又は別の対象·手段に変更する必要がある	
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
などであり、休廃止することができない	i
b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	i
することが困難な特別の事情がある	
c 事業の休止を検討することができる	
d 事業の廃止を検討することができる	

【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 イ 拡 充 ウ 縮 小 エ 統 合 ・ 事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ・ 事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ・ 工統 合 ・ 事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	増を伴うもの) 減を伴うもの)
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ 方向性 ア (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	町長評価 方向性 —— —— ——
(説明)	(説明)

F	日現在						整理番号	4 - 8
事業名	容器包装廃	棄物処理事業				也不無 化石	住民生活課	
(計画事業名)	H 11 C C C (70)					担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)		<u> </u>
(細事業名)								
(調書作成者職氏名 主事 澤田朋朗							
事業の位置づけ	-	TV. +D -+ M/	非登載事業		100 4 21 - 01 41 -			
【第4期雄武町総合		登載事業	【総合計画以外の)計画·指針等)				
		共につくる参加とi 広域行政の推進	里捞のより		【根拠法令等】			
			力推進			治事務(その他・単2	#)	
事業の説明等								
								± (trr
事業の対象 事業の意図	(Who) (What)	雄武町 一般宏庭,事業	所から排出される	ス姿頂ごみの適	正加田		受益者負担	有 ·(無)
事業の意図	(How)		庭系・事業系資源			油 λ		
事業の結果	(Outcome)					<u>/mx/へ</u> れ適正に処理され	7.ている	
事業の執行状況		事業量の推移に		JEZZETK JAK		1000000000		の事業費実績値を記入
「事業の抗しなが		【H 1 5 実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
容器包装廃棄物広			資源ごみ処理事業			資源ごみ処理事業	H12~H19	5,777,000円
負担金	-%,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	11112 11113	(17年度実績)
关:= 並		W1=W	7.1=w	7.E-W	~;= <u>~</u>	大1二本		(17年及久順)
【事業計画の達成料	北京 1			(1	道明)~重業劫行	<u> </u>	いらの音目等	
	へんい 予定どおりに達り	式している		(,	1/10/1) J.X.1 /1111		1 2 W 12 W 13	
		戏している 成していないが、今	後、達成できる見			のみの負担割合で	あり、従量割の	D導入も必要と
	・たこのうに注が 全成できる見込。		ix ce soon		は慮する			
【本年度の事業実施				i I re	町民への周知方法	:1		
	世入り シュール			1,4	可民、八分间加入八五	1		
				田	「広報誌・ホームペ	ージでの周知を行う		
	庭系·事業系	資源ごみを保管	·選別·処理先に	:搬入し処理 📊	関係機関・関係部署	署との役割分担】		
する						るは、中を調べ排	出者が特定で	きわげ直接指
						協議、改善策を講		пхідоміо
事業の立案形成								<u> </u>
	<u> </u>	Į						
【立案形成に至る	背景·ニーズ】							
	他自治体							
	の類似事業							
【立案形成過程に	代替案							
おける検討課題】	100%							
	¬ ь ¬ → / six							
	スクラップ(廃							
	止·縮小)事業							
	止·縮小)事業 町民等の							
古光ルの河口に	止·縮小)事業 町民等の 意見聴取							
【事業化の過程における検討課題】	世・縮小)事業 町民等の 意見聴取 関係部署							
	止・縮小)事業 町民等の 意見聴取 関係部署 等との調整							
	世・縮小)事業 町民等の 意見聴取 関係部署							
	止・縮小事業 町民等の意見聴取 関係部署 等との調整							
おける検討課題】	止・縮小事業 町民等の 意見聴取 関係部署 等との調整 国・道・関係団 体等との調整							
おける検討課題】	止・縮小事業 町民等の 意見聴取 関係部署 等との調整 国・道・関係団 体等との調整							
おける検討課題] 「立案形成後また 状況変化とその	止・縮小事業 町民等の 意見聴取 関係部署 等との調整 国・道・関係団 体等との調整							
おける検討課題] 「立案形成後また 状況変化とその	止・縮小)事業 町民等の意見聴取 関係調整 国・道・関係・会との調整 は事業化後の対応方策							
おける検討課題] 「立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 「雄武町が実施する	止・縮小)事業 町民等の意見聴取 関係調整 国・道・関係領域 体等との調整 は事業化後の 対応方策]			10	ラボト 日間のしず	わが行うべきかい		
おける検討課題] 【立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割	止・縮小)事業 町民等の意見聴取 関係調整 国・道・関係の調整 は事業化後の対応方策]			[(1	「〒政と民間のいず。 a 行政が行うへ			
おける検討課題] [立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 [雄武町が実施する 民間との役割9 (1)行政としての:	止・縮小)事業 町民等の意見聴取 意見聴取 響等との調整 国・道・関係領調を は事業化後の対応方策]				行政が行う^	べきである		
おける検討課題] 【立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割が (1)行政としての ア 公共的な	正・縮小)事業 野等の意見聴取 署等との調整 場点・協力関係の調整 は対応方策 は対応 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	提供	スの提供		a 行政が行うへ b 一部は民間:	べきである が行うべきである		
おける検討課題] 【立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割分 (1)行政としての ア 公共的な イ 最低水準	止・縮小)事業 原 等 の 意見 聴取 部 整	提供 Dための財・サービ	スの提供		a 行政が行うへ b 一部は民間: c 民間が行うへ	べきである が行うべきである		
おける検討課題] 【立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割分 (1)行政としての ア 公共的な イ 最低水準 ウ 市場原理	止・縮小)事業	提供 Dための財・サービ ・サービスの提供			a 行政が行うへ b 一部は民間:	べきである が行うべきである		
おける検討課題] 【立案形成後また、状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割分 (1)行政としての・ア 公共的な イ 最低水準 ウ 市場原理 エ 社会全体	正・縮小)事業)提供 Dための財・サービ ・サービスの提供 果が大きな財・サー	ビスの提供	(1	a 行政が行うへ b 一部は民間; c 民間が行うへ 説明)	くきである が行うべきである くきである	: (七宝蟹白治)	が負担してい
おける検討課題] 【立案形成後また 状況変化とその 事業の評価 【雄武町が実施する 民間との役割が (1)行政としての ア 公共的な イ 最低水準 ウ 市場原理 エ 社会全体 オ 第三者に	正・縮小)事業	提供 Dための財・サービ ・サービスの提供	ビスの提供 訓等	(1	a 行政が行うへ b 一部は民間 c 民間が行うへ 説明) 処理費用の負担	べきである が行うべきである		が負担してい

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実。	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	(***
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ €該当	! !
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
	/+¥ RD \
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
(a)事業の効果が顕著に現れている	現状の負担方式が最良とはいえない。適正に処理されている
b 事業の効果がある程度現れている	と判断されるも有料化に伴い減量化の傾向が現れている中、負
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	担割合の見直しは必要不可欠である
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(首明)
	(a) PC)
(a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	適正な処理のため、現状では負担金支出により処理すべき
た 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	i I
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可	(説明)
(導入方式) 公設民営・指定管理・ PFI・ リース(・その他())	現状の負担金を支出して処理している品目を無償又は買い
(等八月式) 公設代告・指定官達・「「「・リース・・とい他())	取って処理する民間企業が参入すれば可となる
執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・不可	
【広域連携の活用】	
	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
123(足)が0等/(の状的	
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託	現状の方式で継続可能
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他(
執行事業の広域連携の状況 該当・非該当	i (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
が行う手来の記念を辿るがのに	
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託	 負担方式の見直し
一部事務組合 その他((共元)1400元 <u>日</u> 0
	1
[特定財源の変動]	1 (AV PD)
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無	(記炉)
(亦動山家) 秘语较纯社会 地大叶苏世界社会 举体统建士会	
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象	
・ 単純廃止対象 ・ その他(
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(min rev
予定している	■ 負担方式の見直しが急務 ■
【 c 」 れまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	
検討している	
その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
a 適切である	
b 現在の対象・手段に改善余地がある	■ 負担方式の見直しが急務
(別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	
	I I / ± K DD \
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
などであり、休廃止することができない	
b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	 当町独自での処理体制が確立すれば、事業廃止も可能
することが困難な特別の事情がある	コ門河はCのだは仲間が唯立910は、尹未成正5円形
c 事業の休止を検討することができる	
d 事業の廃止を検討することができる	
•	

【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例) A 継 続 ア・現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算	増を伴うもの)
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 A 一 ア (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	方向性
(説明)	(説明)

平成 18年 6月 1	日現在						整理番号	4 — 9
事業名	リサイクル推	進事業				担当課・係名	住民生活課	
(計画事業名)	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					担目課:18名 (上段:課名·下段:係名)		<u> </u>
(細事業名)						調書作成者職氏名		
事業の位置づけ								
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業		「総合計画以外	の計画・指針等】		
		自然と共生する快			TWO CHICAGO			
施策	の項目の分類	環境衛生対策の充	主		【根拠法令等】			
主	要施策の分類	ごみの減量化・リナ	ナイクル体制の確立	Ī	【事務種類】 目	自治事務(その他・単独)	虫)	
事業の説明等								
事業の対象	(Who)	雄武町					受益者負担	有(無)
事業の意図	(What)		出されるごみの			TT /// 18 TO 18 TO 18		
事業の手段 事業の結果	(How) (Outcome)	指定袋による有 既有料化実施分			と貸用貝担の公	半化か図りれる		
事業の執行状況	(Outcome)	事業量の推移に		「原内にのる			借 老 爛け吉近午度/	の事業費実績値を記入
「事業の執行状況	突1	【H15実績】	【H 1 6 実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
指定袋(証紙)作製	#1					指定袋(証紙)作製		7,393,022円
売捌き手数料支出		製	製	製	製	売捌手数料支出		1,595,180円
		売捌手数料支出	売捌手数料支出	売捌手数料支出	売捌手数料支出			(17年度実績)
事業計画の達成状				(説明)~事業執行	上からの課題・町民た	からの意見等	
\smile	を定どおりに達成しています。		// \##~\.	\	可燃・不燃ごみ	は確実に減少してい	ハる、有料化し	た資源ごみに
		成していないが、今行 ながない	俊、達成できる見る	∆みでめる .	ついても減少傾向		-,	
事業計画を達本年度の事業実施	成できる見込む モスケジュー!!!			<u> </u>	町民への周知方法	±1		
14年及00事業天派	BA / / 1 //							
					町広報誌、ホー	ムページ等を活用	周知を図る	
引き続き、指定: 排出減量化を推進		製、売捌手数料の	の支出を内容と	し、さらにごみ	関係機関·関係部	署との役割分担】		
14日/95里10で1年7	正 タ の					ついて、中を調べ排		れば直接指
				Ì	尊、自治会等と協	協議の上、改善施策	を講じる	
事業の立案形成		•						-
【立案形成に至る	北里 ブ1							
「立条形成に主る」	目示・一一人」							
	他自治体	<u> </u> 						
	の類似事業							
【立案形成過程に	代替案	1 -						
おける検討課題】	八日米							
	スクラップ(廃 止・縮小)事業							
	町民等の 意見聴取							
【事業化の過程に	関係部署							
おける検討課題】	等との調整							
	国·道·関係団体							
	等との調整							
【立案形成後また	は事業化後の	! ! !						
状況変化とその	対応方策】							
事業の評価	1	<u>!</u>						
【雄武町が実施する	ことの双当性1							
民間との役割分				i	行政と民間のいす	*れが行うべきか)		
(1)行政としての行	-			ľ	a 対政が行う			
ア公共的な	財·サービスの	提供			b 一部は民間	が行うべきである		
		ための財・サービス	スの提供	Ĺ	こ 民間が行う	べきである		
		・サービスの提供	/= e-10 ///	(説明)			
		見が大きな財・サーし よな社会活動の担告			現行法(廃掃法)上、一般廃棄物処	1理は自治体医	有事務であ
		す社会活動の規制 り不利益を防ぐ規制			〕、サービスの提	供に係る対価として		
		内部管理など円滑な		l 	以しているため行	「政が実施すべき		

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	į
	i deven
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	•
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	i !
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 非該当	•
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
	(÷×□□)
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	指定袋による有料化が住民に浸透し、減量化が図られており、
b 事業の効果がある程度現れている	手数料は廃棄物処理財源に充てられている
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	3 321 (10/03/21/3/2: ±2/3//3/10/3/3/3/3/
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
また方の町民の理解が得られる事業と考える	・ ごみの減量化による最終処分場の延命化が図られ、新たな経
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	一き このの減量したよる取終処力場の延伸しか図られ、新たな経 曹負担が回避できる、住民説明会でも説明しており、理解が得ら
て 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	れている
	i
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	T. W B.
民間資金・ノウハウの導入の検討の	(説明)
	】
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	□ 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物処理は自治体固有事務であい、サービスの提供に係る対価として収入証紙による手数料を徴
(等人力式) 公放式書 ・ 指足官珪 ・ 「「」・ リース ・ での他(収しているため行政が実施すべき
	ACCVISICの自然が失肥すべる
執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
	(40.0)
	現行法(廃掃法)上、一般廃棄物処理は自治体固有事務であ
実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・(不 可)	り、サービスの提供に係る対価として収入証紙による手数料を徴
X/10/17	収しているため行政が実施すべき
【広域連携の活用】	収しているため行政が実施すべき
	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
【広域連携の活用】 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定につ
【広域連携の活用】 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のため
【広域連携の活用】 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他()	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
【広域連携の活用】 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のため
【広域連携の活用】	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
(広域連携の活用) 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
「広域連携の活用 広域連携の消入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(広域連携の活用) 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない
[広域連携の活用]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
「広域連携の活用 広域連携の海入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
「広域連携の活用	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用]	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
「広域連携の活用	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作
(広域連携の活用)	収しているため行政が実施すべき (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(広域連携の活用)	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作
(広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている
(広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (事定財源の変動 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定についてとまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている (説明) (説明) (説明) (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている (説明) 指定袋の販売については商工会へ元売捌き人として指定し、窓口業務の簡素化が図られ、未分別ごみへの指導に時間を割ける
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定についてとまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている (説明) (説明) (説明) (説明)
(広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・「非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (事定財源の変動 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### 「現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている (説明) ### 「説明」 指定袋の販売については商工会へ元売捌き人として指定し、窓口業務の簡素化が図られ、未分別ごみへの指導に時間を割けるようにななった
「広域連携の活用	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現状において、原油価格高騰がおさまらない中、可能な限り作製単価も据え置き措置を取ってもらい、経費の圧縮に努めている (説明) 指定袋の販売については商工会へ元売捌き人として指定し、窓口業務の簡素化が図られ、未分別ごみへの指導に時間を割ける
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (記述) ### (記述) ##
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(事該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の体廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (記述) ### (記述) ##
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (事定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (説明) ### (記述) ### (記述) ##
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している で これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している で これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している で これまでの削減措置では不分であり、さらに具体的な削減方策を検討している はままでは一次であり、さらに具体的な削減方策を検討している で で はままではある。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある (事業の体廃止の影響)(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) (説明)
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (事定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段) 事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	収しているため行政が実施すべき (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 処理施設の広域運営の場合を除き、単価設定・規格設定について各町村独自の考え方があり、単独市町村区域内収集のためなじまない (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ### (説明) (説明)

不年度に向けた事業の方向性 方向性の区分(選択例)
A 雑 結
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 担当所管評価
イ拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 担当所管評価 方向性 A選択の場合のみ 方向性 ア 方向性 (上記A ~ Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)
ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 担当所管評価 担当所管評価 A選択の場合のみ 方向性 ア 方向性 ア 方向性 方向性 ア 方向性 ア 方向性 ア アー 「アー 「アー 」」
工統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止 担当所管評価 A選択の場合のみ 方向性 ア 方向性 (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 担当所管評価 A選択の場合のみ 方向性 方向性 方向性 方向性 方向性 方向性 方向性 方向性 方向性
D 廃 止 担当所管評価 町長評価 方向性 方向性 一 (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)
担当所管評価 A 選択の場合のみ 町長評価 方向性 A ア 方向性 方向性 (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)
方向性 A ア 方向性 「上記A~Dから選択記入)
方向性 A ア 方向性 「上記A~Dから選択記入)
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)
(説明)
i
į
<u> </u>
<u> </u>
ļ

<u>平成 18年 6月 1</u>	日現在						整理番号	4 - 10
事業名	廃木材等処:	理事業				担当課·係名	住民生活課	
(計画事業名)						(上段:課名·下段:係名)	環境衛生係	
(細事業名)							主事 澤田朋朗	
事業の位置づけ								
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業		【総合計画以外の)計画·指針等]		
		自然と共生する快						
					【根拠法令等】			
主要施策の分類でみ収集・処理体制の充実 [事務種類] [【事務種類】 自	治事務(その他・単	独)	
事業の説明等								\frown
事業の対象	(Who)	雄武町		14 a lm 4 a m	n+		受益者負担	(有)無
事業の意図	(What)	最終処分場の延 廃木材の処理委		「材の理立を回:	<u>et</u>			
事業の手段 事業の結果	(How) (Outcome)	廃木材の処理安原木材の埋立回		加分場の延命化	が図られている			
事業の執行状況		事業量の推移に			,,, <u>д</u> ј ј с с с с		備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入
【事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
廃木材処理委託			廃木材処理委託					290,619円
								(17年度実績)
								,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
								,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
							<u> </u>	
(事業計画の達成料				(أ	说明)~事業執行。	上からの課題・町民	からの意見等	
/ /	予定どおりに達 <i>!</i> ス字 どもりに達!	或している 或していないが、今:	後 達成できる目:) ユーブキ Z				
	P.たこのりに達ん を成できる見込ん		仮、连风 (さる兄)	△みじのる				
【本年度の事業実施				<u>:</u> [IJ民への周知方法	:1		
「本午反の事未关」	世入り シュール	l		1,4	可以,人们间如77次			
収集・直搬され	た廃木材を適	直委託先に引渡	し、7円 / kgで如	L理委託 [[関係機関·関係部	署との役割分担】		
	3							
事業の立案形成		ī						
 立案形成に至る [:]	背景・ニーズ】	 						
	他自治体							
	の類似事業							
【立案形成過程に おける検討課題】	代替案							
のりる快削味趣」								
	スクラップ(廃 止・縮小)事業	! ! !						
	町民等の							
	意見聴取							
【事業化の過程に	関係部署							
おける検討課題】	等との調整							
	国・道・関係団 体等との調整							
	いってか明正							
【立案形成後また								
状況変化とその)对心万策】							
事業の評価	Ī	•						
【雄武町が実施する	ことの妥当性】							
民間との役割分	}担			(1	対 と民間のいず	れが行うべきか)		
(1)行政としての行	役割			[(ੑa)行政が行う∕			
	:財・サービスの		42	į		が行うべきである		
)ための財·サービ) ·サービスの担供	くの 提供	/-	(民間が行う/	ヽさ じめる		
		·サービスの提供 Pが大きな財·サー	ビスの提供	(=	说明)			
		sが人でなり、りー らす社会活動の規制		i i	一般廃棄物とし	ての廃木材を処理	目する青仟があ)最終机分
		り不利益を防ぐ規制		5		って行政が実施す		ノ、コスルベノごノ」
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務								

	一一日田に分すっ十字の可と供)
(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
	(area)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 北該当	
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
	(+¥#PD)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野·地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (不可)	(説明)
SVISSEE VEVVE GAVES IN IN	(100-72)
(導入方式) 公設民営・指定管理・ PFI・ リース・ その他()	一般廃棄物としての廃木材を処理する責任があり、最終処分 場の延命化も含めて行政が実施すべき
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・不可	
【広域連携の活用】	
	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	「(説明)」は残り、これ、の正代多加寺の変をは守ら日のも
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託	
・一部事務組合・ 広域連合・ その他(
執行事業の広域連携の状況 該当 非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
	(· · · · · · · · · · · · · · · · ·
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託	
・ 一部事務組合 ・ その他(
[特定財源の変動]	
	(説明)
国 是開助與12至00 的級別が10名だは劇問機 停止のう能性 日	(BICHTS)
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象	
・単純廃止対象 ・ その他()	
[事業の対象·手段]	
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
(a)十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
予定している	
c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	
検討している	
	(競用)
	(説明)
a)適切である	(説明)
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある	(説明)
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	(説明)
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない	(説明)
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	(説明) 最終処分場延命化のための施策であり、休止・廃止することは
a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	(説明) 最終処分場延命化のための施策であり、休止・廃止することは

【来年度に向けた事業の方向性】							
方向性の区分(選択例)							
A)継続							
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算							
ウ縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算							
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃							
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)							
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)							
D 廃止							
<i>р 19</i> 6 ш							
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価						
方向性 A 一 ア	方向性 A 一 ア						
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)							
(説明)	(説明)						
(就内)	(武明)						

<u>平成 18年 6月 1</u>	<u>日現在</u>						整理番号	4 - 11
事業名	公衆浴場確	保対策事業				担当課·係名	住民生活課	
(計画事業名)						(上段:課名・下段:係名	L	
(細事業名)						調書作成者職氏名		
事業の位置づけ						阿自下次日報以上	1 T F T T T T T T T T T T T T T T T T T	
【第4期雄武町総合	1	登載事業	非登載事業	1	1##수학교기계	지희교 바실쪽1		1
		豆 <u>駅争</u> 乗 自然と共生する快			』 【総合計画以外の計画·指針等】 ■ 1			
		快適環境の創造			【根拠法令等】			
		快適環境施策の総	総合的推進			治事務(その他・単	独)	
事業の説明等	1デ37/EXX 日月デ3/(C V IC T A)							
事業の対象	(Who)	o)						
事業の意図	(What)	利用者の健康増	単准を図る				文皿日共正	有 (無)
事業の手段	(How)		対する運営補助会	金の支出				
事業の結果	(Outcome)				で民間経営として	て補助は廃止すべ	(き	
事業の執行状況	<u> </u>	事業量の推移に						D事業費実績値を記入
【事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
公衆浴場に対す			補助金支出	補助金支出	事業廃止	(尹来川四)	H10~H17	1,700,000円
ムメルーのにハブ				1603222	子 来况止		11110 11117	(17年度実績)
								(. , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
 【事業計画の達成》	状況 】			i	(説明)~事業執行	<u>-</u> 上からの課題·町民	からの音見等	
	へた。 う定どおりに達り	式している		ļ	(MD-73)		73 3 47 76 75 13	
		えしていないが、今	後、達成できる見	込みである		いるものの、経営内	容は健全とはいえ	えず、赤字補填
	を成できる見込		2, 22, 22, 25		の性格となっている			
【本年度の事業実施					【町民への周知方法	±١		
「中一人の事業大川							かた 咳器 奴労者	にトス感光エニ
				:	3月末をもって体調面・経営面の不安から廃業、経営者による廃業チラーシ、広報誌を活用しての周知を図った			
事業廃止				L-	【関係機関・関係部			
3.3(3022								
					紋別保健所に廃業届提出			
事業の立案形成								
【立案形成に至る	背景·ニース)							
	他自治体							
	の類似事業] 						
【立案形成過程に								
おける検討課題】	代替案							
	スクラップ(廃							
	止・縮小)事業							
	町民等の							
	意見聴取	 						
【事業化の過程に おける検討課題】	関係部署 等との調整	İ						
	国·道·関係団							
1	体等との調整	İ						
[古安形世後 + +	+車器ルダの	<u> </u>						
【立案形成後また 状況変化とその		į						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		<u> </u>						
事業の評価]							
【雄武町が実施する								
民間との役割分				ļ	(行政と民間のいず	れが行うべきか)		
(1)行政としての行	役割			į	a 行政が行う	べきである		
ア 公共的な	財·サービスの	提供		į	一部は民間	が行うべきである		
イ最低水準	の保障・確保の	つための財・サービ	スの提供	į	(c) 民間が行う	べきである		
ウ 市場原理	が働かない財	・サービスの提供		Ī	(説明)			
		果が大きな財・サー		į				
		らす社会活動の規制		ļ				
		り不利益を防ぐ規制						
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務								

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2) 圧間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
(ア) 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	(こ) 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア民間等による同種・類似事業の増加・充実	(100-13)
1 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
7 任氏(11以)が一て人の支血有負担の兄直の人は利政の必要性	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業	(伽印) 成当する物白、区知経制が必要な行外事情も
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	18年度補助分より廃止
	i -
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	
事業の効果がある程度現れている	
(こ) 規段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	i
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	i
(こ)特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可	(説明)
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PF! · リース · その他()	
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
WIJ-Y-WON IN THE WILL AND THE	(10043)
実施中 · 全部可 · 一部可 · (不 可)	
[広域連携の活用]	(診明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用]	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 · 不可	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か)	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用]	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
「広域連携の活用」 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() 「特定財源の変動」 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() 「事業の対象・手段」 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減計量では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している 3 現在の対象・手段に改善余地がある 3 現在の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 3 現在の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 3 は律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用]	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用]	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
「広域連携の湾人の検討 可・不可	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)

于太明711 71主							
【来年度に向けた事業の方向性】							
方向性の区分(選択例)							
A 継 続							
ア現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)							
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)							
休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) 廃 止							
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価						
方向性 D ——	方向性 ——						
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	33.73						
(説明)	(説明)						

<u>平成 18年 6月 1</u>	日現在						整理番号	4 - 12
事業名	雄武斎場火	葬炉設備修繕				担当課·係名	住民生活課	
(計画事業名)						(上段:課名·下段:係名	環境衛生係	<u> </u>
(細事業名)						調書作成者職氏名		
事業の位置づけ								
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業		【総合計画以外の	の計画・指針等】		
		自然と共生する快				3,27,37		
施策	の項目の分類	環境衛生体制の死	実		【根拠法令等】			
主	要施策の分類	墓地‧墓園‧斎場の	の適正管理と周辺球	環境の整備	【事務種類】 自	目治事務(その他・単	独)	
事業の説明等								
事業の対象	(Who)	雄武町					受益者負担	有(無)
事業の意図	(What)	適正な斎場施設		1 HR 7 K F7				
事業の手段	(How)		要修繕箇所の早		ロタカル芸光の	の光仁		
事業の結果	(Outcome)		要修繕箇所の早	- 期光兄による[1消な火発耒務	の逐行	(# +v 488 + + > F fr dr .	~=#########
事業の執行状況		事業量の推移に		711.1.7 中4.1	71110 又完1	(市※1.5)		の事業費実績値を記入
(事業内 火葬炉設備修繕	谷」	【H15実績】	【H16実績】 2号火葬炉修繕	【H17実績】 1号火葬炉修繕	【H18予定】	【事業計画】	(計画期間) H16~H17	【備 考】 840,000円
入纤水取桶炒槽			25人并从19篇	「与人弁が修治			пто~пт/	(17年度実績)
【事業計画の達成料	犬況】			(説明)~事業執行	上からの課題・町民	からの意見等	
a 事業計画を予	予定どおりに達成	成している			(4)ウェナタニ トフ	・亜枚送祭にの日	ᄪᄙᇚᅩᇊᇭ	に思わり恭光の
b 事業計画を予	予定どおりに達ん	成していないが、今	後、達成できる見む	ハル じかん	休寸点快による)遂行が図られ、	5要修繕箇所の早 る	期発見による円	間な火葬業務
こ 事業計画を選	を できる見込む	みがない			2013/0 [[310			
【本年度の事業実施	もスケジュール】			[町民への周知方法	去】		
				Ļ				
				ľ	【関係機関・関係部署との役割分担】			
事業の立案形成	i							
【立案形成に至る	背景·ニーズ】							
	他自治体 の類似事業							
1	の無似争果							
【立案形成過程に おける検討課題】	代 替 案							
OTTO INCIDENCE	スクラップ(廃							
	止・縮小)事業							
	町民等の							
	意見聴取							
【事業化の過程に	関係部署							
おける検討課題】	等との調整							
	国・道・関係団 体等との調整							
	i							
「立案形成後または事業化後の								
状況変化とその	状況変化とその対応方策)							
· 事業の評価								
【雄武町が実施する	ことの妥当性】							
民間との役割分	民間との役割分担 (行政と民間のいずれが行うべきか)							
(1)行政としての役割					a) 行政が行う	べきである		
アン公共的な財・サービスの提供				l	b 一部は民間が行うべきである			
	イ 最低水準の保障·確保のための財·サービスの提供				c 民間が行うべきである			
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供					(説明)			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ļ	小恭担の夕学-	上休については草	が 田恭汁 トラ	/结州, 北兴和
	オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等					主体については墓 原則市町村が行う		
	キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務							-

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	į
効果的・効率的な公共的事業	
情勢变化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	(Mort)
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間等の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
7 正氏(円成) グーと人の文画目を注め元直の人は別校の分支は	i (説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 非該当	(MONT) DATY CONTINUES DE CONTINUES CO
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	İ
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
(a)事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(前阳)
a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	(mbers)
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
(特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
	i
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	1 (AV off)
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (・不可)	(説明)
(導入方式) 公設民営・指定管理・ PFI・ リース・ その他()	前述のとおり、火葬場の経営主体については原則市町村とさ れている
 執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 · 全部可 · 一部可 · (不 可	
AWAI EBRA BRA (1. 2)	
[広域連携の活用]	
	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用]	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可 ・ 不可	
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
「広域連携の活用 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (特定財源の変動) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用]	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用]	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
[広域連携の活用]	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用]	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (季動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (季動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である 現在の対象・手段に改善余地がある に収算の対象・手段に改善余地がある に収算の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() (季間内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している では、これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している では、事業の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段に改善余地がある 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 「事業の休廃止の影響」(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (事業の休廃止の影響)(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用]	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
「広域連携の湾人の検討 可・不可	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)
[広域連携の活用] 広域連携の導入の検討	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) (説明)

【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア現状維持(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が	
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算	
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	
	m / 0 000)
B)終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 B 一	方向性
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	71915
(工能な~しから選択能入) (工能が~工から選択能入)	
(説明)	(説明)

<u>平成 18年 6月 1</u>	<u>日現在</u>						整理番号	4 - 13
事 業 名 雄武斎場火葬管理等業務委託						担当課·係名	住民生活課	
(計画事業名)				(上段:課名·下段:係名)	L	<u> </u>		
(細事業名)						調書作成者職氏名		
事業の位置づけ						119 E 17 17% E 14W C C E	<u> </u>	
【第4期雄武町総合	<u> </u>	登載事業	非登載事業		【総合計画以外の	D計画,指針等1		
		自然と共生する快			「心口」「回り」「	기미의 대회 중기		
<u></u>		環境衛生体制の3			【根拠法令等】			
主	要施策の分類	墓地∙墓園∙斎場の	の適正管理と周辺	環境の整備	【事務種類】 自	治事務(その他・単	(虫)	
事業の説明等		•			•			
事業の対象	(Who)	雄武町					受益者負担	有 (無)
事業の意図	(What)	火葬業務におけ	する利用者へのす	ナービス向上・経	費削減		•	
事業の手段	(How)	火葬業務·墓地	・墓園・斎場の管	理委託				
事業の結果	(Outcome)	専属従事者によ	る火葬業務の遠	遂行により、利用	者へのサービス	が確保されるとと	もに民間委託に	こより経費の削
事業の執行状況		事業量の推移に	こついて記入				備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入
【事業内	容]	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
火葬業務·墓地·墓	園・斎場の管理	火葬業務·墓地	火葬業務·墓地	火葬業務·墓地	火葬業務·墓地	火葬業務·墓地	H15~H19	1,228,000円
		墓園·斎場管理	墓園·斎場管理	墓園·斎場管理	墓園·斎場管理	墓園·斎場管理		(17年実績)
				<u> </u>	L			
事業計画の達成料				()	説明)~事業執行.	上からの課題・町民	からの意見等	
	予定どおりに達ん		# \##~+3P	\\				
		成していないが、今	後、達成できる見	込みである				
	を成できる見込			<u> </u>				
【本年度の事業実施	西スケジュール	1		(1	町民への周知方法	5)		
小恭光致.文相	佐生の祭用のじ	まか、墓地・墓園	の昔州竿の国江	15型接数件 [1	[関係機関·関係部署との役割分担]			
八升未仍派场	ルマミュント	a.ガ、を地・を図り	の早刈寺の向と	2. 現境監備 11	チリの「放送」 (チリのロド	者との反射力担		
事業の立案形成								
		i						
【立案形成に至る	背景·ニーズ】	<u> </u>						
	他自治体 の類似事業	 						
【立案形成過程に	07 K W + K	<u> </u>						
おける検討課題】	代替案							
	スクラップ(廃	 						
	止·縮小)事業							
	町民等の							
1	意見聴取							
【事業化の過程に	関係部署							
おける検討課題】	等との調整							
	国・道・関係団 体等との調整							
	・こうこの間距	<u> </u>						
【立案形成後また	は事業化後の							
状況変化とその	状況変化とその対応方策]							
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
事業の評価 【雄武町が実施することの妥当性】								
は は 民間との役割分		l		17:	行政と民間のいず	れが行うべきかり		
(1)行政としての役割					(行政と民間のいずれが行うべきか) ュ 行政が行うべきである			
ア)公共的な財・サービスの提供				(けぬか行うべきである 一部は民間が行うべきである			
	イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供				こ 民間が行うべきである			
	<u> </u>				(説明)			
		果が大きな財・サー	ビスの提供		,			
オ 第三者に	不利益をもたら	らす社会活動の規制	制等			ても火葬場運営は		
カ 市場の独						習えないと思慮する È民サービスの向₋		
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務							_,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)	
(2)民間に対する支援の役割	<u>a</u> 行政が支援すべきである	
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	(b) 一部は民間が独自に行うべきである	
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	こ 民間が独自に行うべきである	
(行政と住民の協働環境の整備)	(説明)	
(ウ) 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも		
効果的・効率的な公共的事業		
情勢变化	(説明)	
(ア)民間等による同種·類似事業の増加·充実		
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	人体 同種事業 のが担ぐし等がまれば 笹色金蝉の恋生に	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	↓ 今後、同種事業への新規参入等があれば、競争意識の発生に よりサービスの向上、新規雇用の創出等が期待される。	
エ 民間等の自主的取組の必要性		
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	 	
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 1 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等	
(成に10年を越えて経動している事業を占む)		
[事業 の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)	
a 事業の効果が顕著に現れている		
b 事業の効果がある程度現れている		
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない		
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)	
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える		
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える		
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	İ	
事業の参考事項		
[民間能力の活用]	T. AV-D.	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (・ 不可	(説明)	
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	火葬場の経営は墓地埋葬法上、永続性・非営利性が求めら れ、原則市町村がすべきとされている。	
	・ (説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること	
実施中・全部可・一部可・不可		
【広域連携の活用】		
広域連携の導入の検討 可・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託		
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ <u>その他</u> (
執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当)	i (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める	
	(martin)	
(導入方式) 協議会 機関の共同設置 事務委託		
. 一部事務組合 · その他()		
【特定財源の変動】		
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無	(説明)	
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象		
<td color="2" color<="" rowspan="2" td=""><td><u> </u></td></td>	<td><u> </u></td>	<u> </u>
[事業の対象・手段]		(±KnD)
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	【(説明) 【	
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない		
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	■ 年間の火葬件数は正確な予測は困難であり、過去5ヵ年の平 ・物数を使用している。 上佐書は第の光教説のを使用している。	
予定している	均数を使用している。人件費は道の労務単価を使用、委託額を 超過する年度もある。	
c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を		
検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(音) 日 /	
	(説明)	
□ は □ 現在の対象・手段に改善余地がある		
この現在の対象・手段には音ぶやがめる。		
	! (±XDB)	
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)	
(a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない		
なこでのり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止		
することが困難な特別の事情がある		
9 ることが四乗な行列の争情がある		
d 事業の廃止を検討することができる		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

【来年度に向けた事業の方向性】						
方向性の区分(選択例)						
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止						
担当所管評価 A選択の場合のみ 方向性 ア (上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	町長評価 方向性 —— —— ——					
(説明)	(説明)					

<u>平成 18年 6月 1</u>	日現在							整理番号	4 -	- 14
事 業 名	一般廃棄物	収集運搬等業務委	託				担当課·係名	住民	生活課	
(計画事業名)							(上段:課名·下段:係名)	環境征		
(細事業名)						調書作成者職氏名	主事 澤		朗	
事業の位置づけ	1 1						175 E 17 7% E 140 E V E			
【第4期雄武町総合	-	登載事業	非登載事業		Г	【総合計画以外の	り 計画, 指針筆1			
		自然と共生する快				に応口可凹めたり	201周、月和 全1			
<u> </u>		環境衛生対策の充			ŀ	【根拠法令等】				
Ė	E要施策の分類	ごみ収集・処理体	制の充実		ľ	【事務種類】 自	治事務(その他・単独)	虫)		
事業の説明等										
事業の対象	(Who)	雄武町						受益者負担	有·	· (無)
事業の意図	(What)	一般家庭から排	出されるごみの	迅速かつ的確	なし	収集による住民	サービスの向上			
事業の手段	(How)	民間委託								
事業の結果	(Outcome)	臨機応変な収集		限りでの経費的	即》	咸				
事業の執行状況		事業量の推移に					T	備考欄は直近年度の		
事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	1.44	【H18予定】	「事業計画」	【計画期間】	備	考]
一般廃棄物収集運	撒寺美扮安託	·家庭系ごみ収集 (町内全域)	·家庭系ごみ収集 (町内全域)	·家庭系ごみ収 (町内全域)	(果	·家庭系ごみ収集 (町内全域)	▼・家庭系ごみ収集 (町内全域)	12~19年度	32,261 (17年月	,600円 安宝績)
		·処理施設管理	·処理施設管理	·処理施設管理	 Ē	·処理施設管理	·処理施設管理		(17-76	
		~4/610	~~7,58,7 17-1	~-1/1000		~4200014	足生地以自生			
									<u> </u>	
【事業計画の達成料	犬況 】		-		(訪	知)~事業執行.	上からの課題・町民だ	いらの意見等		
	予定どおりに達成	成している		ļ			収集に係る町民より(ムーズに	.業務遂
b 事業計画を	予定どおりに達成	成していないが、今	後、達成できる見込		行	されていると判断	される。運行に係る炸	燃料費高騰が委託	託費中の	
こ 事業計画を通	達成できる見込む	みがない		i !	<u></u> 上i	但している。 今後	、一部収集車両の老	わ化が進行する	•	
【本年度の事業実施	施スケジュール]				[町]	町民への周知方法]				
					ホームページ・町広報等を活用している。					
		. > 4/6/1/24 1	T# () P#	75 n+117 #= -	186	引发 批准 月月 月月 / 多 立7 !	田 田 5 効果 ト クタック・ロー			
		ヘら排出されるごみ↓ 施設の管理を業務!		温時収集・十ヤ	【関係機関・関係部署との役割分担】 正しい分別がされていないものは、ごみ調査を行い排出者が特定できれ					
							こいないものは、この これの回覧依頼・ごみ			
					施し	し改善に向け対応	ひしている 。			
事業の立案形成	i									
【立案形成に至る	背景・ニーズ】									
	他自治体									
	の類似事業									
【立案形成過程に おける検討課題】	代替案	•								
or is a summer	スクラップ(廃									
	止·縮小)事業									
	町民等の									
	意見聴取	<u> </u>								
【事業化の過程に おける検討課題】		•								
のいる代別味起	等との調整	<u> </u>								
	国・道・関係団体 等との調整	<u> </u>								
		!								
【立案形成後また 状況変化とその		<u> </u>								
-1/1/1052 TUC CV	- ^ 1 / C / J / K I	i								
事業の評価]									
【雄武町が実施する										
民間との役割分				į	(行		れが行うべきか)			
(1)行政としての		\t=/#		ļ	a 行政が行うべきである					
	は財・サービスの ■の保障・確保の		スの提供		(b) 一部は民間が行うべきである					
	イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供				c 民間が行うべきである (説明)					
	그 보스스(네스 아이션 하면서 그 아마 사는 네그 아마 씨는				【『 ^{『『『『『} 『『『『『『『『』』』。 『一部民間といっても一般廃棄物の処理は市町村の固有事務で					
						ても一般廃棄初の その域を超えないも				
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 託によ				により、自主的	発想により住民サ					
				等が期待される	5.					

	(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
	(2)民間に対する支援の役割	行政が支援すべきである
	ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	(b) 一部は民間が独自に行うべきである
	イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
	(行政と住民の協働環境の整備)	(説明)
	(ウ)行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	民間独自財源の活用により民間独自の自主的発想により住民
	効果的・効率的な公共的事業	サービスの向上も期待される。
	情勢変化	(説明)
	ア)民間等による同種・類似事業の増加・充実	(8)2473)
	I ×	
		今後、同種事業への新規参入等の可能性が見出せれば、競争
	ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ)民間等の自主的取組の必要性	意識の発生による高度な住民サービスの提供が期待される。
	オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
	今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 素該当	I (説明)~該当90场口、技期継続が必要な付外事情等 I I
	(既に10年を越えて継続している事業を含む)	İ
		i Aven.
	【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
	(a) 事業の効果が顕著に現れている	町内の環境・公衆衛生維持のため、迅速かつ効率的な収集が行われ、
	事業の効果がある程度現れている	収集従事者による不適正排出に対する指導等、住民サービスに努めてい
	c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	გ,
	[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
	(a)大方の町民の理解が得られる事業と考える	町内の環境・公衆衛生維持のため、迅速かつ効率的な収集が行われ、
	b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	収集従事者による不適正排出に対する指導等、住民サービスに努めてい
	で特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	ే .
١	事業の参考事項	
ı	【民間能力の活用】	
	民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (不可)	(説明)
	20133222 7 27 72 137 137 137 137	」(1000.7) ■ 現行法(廃掃法)上、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされてお
		り、市町村以外の者に委託しても事業実施の主体はあくまで市町村であ
	(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	る。又、市町村で処理できない場合は、許可を与え収集運搬・処分を行う
		【こととなる。よって、委託によって対応すべき性質のものであると思慮され 【る。
	執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
	WILLY WALL THE	(1000)
	実施中・全部可・一部可・不可	
	【広域連携の活用】	<u> </u>
	広域連携の導入の検討 可・(不可)	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	(導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託	↓ 処理施設の広域運営の場合を除き、あくまで単独市町村内の ↓収集の域を超えるものではなく、なじまないものと思慮する。
	· 一部事務組合 · 広域連合 · その他()	
	執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
	(導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託	
	・一部事務組合 ・その他(
		i
		I (+4 np.)
	国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 (無)	(説明)
	 (変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象	
	・ 単純廃止対象 ・ その他()	
	[事業の対象・手段]	i .
	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1/±4na
	事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
	a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	現時点において委託費の算定は、人件費は道労務単価を使
	b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	用、燃料費は町への納入単価使用し経費節減に努めている。委
	予定している	託費内において全ての業務経費を賄えるものではなく、民間資金
	c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	に依存している部分もある。引き続き精査を継続する。
	検討している	LAV ED.
	その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
	(a) 適切である	
	b 現在の対象・手段に改善余地がある	
	こ 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	<u> </u>
	[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
	a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	İ
	などであり、休廃止することができない	
	b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	現状において、人員配置・経費面等において、直営での施行は
	することが困難な特別の事情がある	困難であり、委託事業とせざるを得ない。
	c 事業の休止を検討することができる	
	d 事業の廃止を検討することができる	į
	3-26-2001-2003-2003-2003-2003-2003-2003-2003	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

事業の方向性						
【来年度に向けた事業の方向性】						
方向性の区分(選択例)						
A 終 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)						
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)						
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)						
D 廃 止						
担当所管評価 A 選択の場合のみ ア	町長評価 方向性 ——					
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)						
(説明)	(説明)					
	;					